

新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領

(目的及び通則)

第1条 この要領は、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とし、事業に係る補助金の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令9号）、その他関連通達等に定めるもの及び新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号、以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、市要綱に定めるところによる。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受け、耐震診断事業を実施しようとする施行者は、当該耐震診断事業の実施に関する契約を耐震診断者と締結する前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、この条に基づき同一年度に既に提出している書類であり、かつ、その書類に変更がないものについては、添付を省略することができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証及び検査済証等の写し。ただし、これらの書類がない場合は、建築確認の申請年月日及び申請者氏名、建築工事に着手した年月日、規模、構造等が確認又は推測できるものに代えることができる。
- (2) 次の書類を添付した事業の実施に関する証書（別記様式第1号の2）
 - ア 区分所有法第34条に規定する集会における同法第42条に規定する議事録の写し
 - イ 管理組合の管理規約の写し
 - ウ 区分所有部分ごとの用途及び区分所有者の住所・氏名の一覧
 - エ 工事費用の負担割合が明らかとなる書類（耐震改修工事の場合に限る。）
- (3) 位置図（案内図）、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表
- (4) 外観写真（撮影位置を明示すること）

(5) 当該耐震診断事業に要する費用の見積書又はその写し（積算内訳を明示したもの）

(6) 耐震診断者の耐震診断講習修了証の写し

(7) その他、市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付を受け、耐震改修事業を実施しようとする施行者は、当該年度に係る部分について、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、この条に基づき同一年度に既に提出している書類であり、かつ、その書類に変更がないものについては、添付を省略することができる。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる書類

(2) 耐震診断結果報告書（判定結果を確認できる箇所）の写し

(3) 当該耐震改修事業に要する費用の見積書又はその写し（積算内訳を明示したもの）

(4) 耐震設計又は耐震改修工事の工事監理を実施する建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し

(5) 工事工程表（耐震改修工事の場合に限る。）

(6) その他、市長が必要と認めるもの

（補助金交付の決定）

第4条 市長は、耐震診断事業又は耐震改修事業について、補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により施行者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。

（全体設計承認の申請）

第5条 第3条の規定に関わらず、施行者は、補助金の交付を受け、かつ、複数年度にわたり補助事業を実施する場合は、補助金交付申請前に、全体設計（変更）承認申請書（別記様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出し、当該補助事業に係る全体設計の承認申請を行い、初年度に市長の審査を受けなければならない。この場合において、第3条の規定に基づく添付書類は、この条に基づき既に提出している書類であり、かつ、その書類に変更がないものについては、添付を省略することができる。

(1) 第3条第1項第1号から第6号までに掲げる書類（耐震診断事業の場合に限る。）

(2) 第3条第2項第1号から第5号までに掲げる書類（耐震改修事業の場合に限る。）

(3) その他、市長が必要と認めるもの

（全体設計承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請内容を審査の上、全体設計の承認又は不承認を決定し、その旨を全体設計（変更）承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により施行者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う際には、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた施行者は、当該承認を受けた補助事業に係る費用について、第3条に規定する補助金の交付を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度は除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当初予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に、第3条第1項から第2項の規定により、当該年度までの出来高（ただし、当該年度の前年度以前に既に補助金の額の確定を受けている場合は、当該確定に係る出来高を除く。）に応じて補助金交付の申請を行わなければならない。

4 第1項の規定により全体設計の承認を受けた施行者は、当該承認を受けた年度に、当該承認を受けた補助事業にかかる費用について、補助金の交付を受けようとする場合は、当該承認後速やかに第3条第1項から第2項の規定により、当該年度の補助事業の出来高に係る補助金交付の申請を行わなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第7条 施行者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

第8条 市長は、耐震改修事業において、必要と認める場合は耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。施行者は、市長が指定する工程において、中間検査申請書（別記様式第5号）に関係書類を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。

2 市長は、中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修工事が適切に行われているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

4 前各項の規定に関わらず、市長は必要があると認めるときは、施行者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査することができる。

(補助金の経理)

第9条 施行者は、交付を受けた補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5か年間保存しなければならない。

(補助事業内容の変更)

第10条 施行者は、補助金の額に変更を生じる場合、並びに事業の内容で次に掲げる事項について変更が生じる場合は、速やかに補助金交付変更申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更

(2) 事業工程の大幅な変更

(3) その他の申請内容の大幅な変更

2 市長は前項の補助事業内容の変更の審査に必要となる書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項又は第2項の規定による補助金交付変更申請書又は事業内容の変更承認申請書を受理したときは、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(別記様式第7号)により施行者に通知するものとする。

(全体設計承認申請の変更)

第11条 第6条第1項の規定による全体設計の承認を受けた施行者は、当該事業について、次に掲げる事項について変更が生じるときは、速やかに全体設計(変更)承認申請書(別記様式第3号)に変更となった書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業内容等の変更により補助金の額又は各年度別の補助金の額に変更が生じる場合

(2) 施行者が変更となる場合

(3) 着手及び完了予定年度が変更になる場合

2 市長は、前項の全体設計変更申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めた場合は全体設計の変更を承認し、全体設計（変更）承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により施行者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 施行者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は前項の申請書を受理したときは、その内容を確認し、事業中止（廃止）承認通知書（別記様式第9号）により施行者に通知するものとする。

（補助事業の完了期日の変更）

第13条 施行者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと見込まれる場合は、速やかに完了期日変更報告書（耐震診断事業にあっては別記様式第10号、耐震改修事業にあっては別記様式第11号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第14条 施行者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の指示に従って補助事業を行わなければならない。

（遂行命令）

第15条 市長は、施行者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときには、施行者にこれらに従って当該補助事業を適正に遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第16条 施行者は、補助事業が完了したときは（廃止の承認を受けたときを含む）、速やかに完了実績報告書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 耐震診断事業（廃止の承認を除く）にあっては次の書類を添付するものとする。

- (1) 市要綱第2条第4号に規定する調査、確認及び検討結果を記載した予備診断結果報告書（予備診断の場合に限る。）

- (2) 本診断に要する経費に係る見積書の写し（予備診断の場合に限る。ただし、予備診断と本診断を合わせて実施する場合を除く。）
- (3) 本診断結果報告書（本診断の場合に限る。）
- (4) 耐震診断事業の実施に関する契約書の写し
- (5) 耐震診断事業の費用に係る領収書の写し及び内訳書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

3 耐震改修事業（廃止の承認を除く）にあつては次の書類を添付するものとする。

- (1) 耐震改修事業の実施に関する契約書の写し
- (2) 耐震改修事業の費用に係る領収書の写し及び内訳書の写し
- (3) 耐震改修設計図、工事費見積書及び工事工程表（耐震設計の場合に限る。）
- (4) 事業完了写真、耐震改修完成図、工事費精算書及び実施工程表（耐震改修工事の場合に限る）
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を決定し、補助金額確定通知書（別記様式第13号）により施行者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第18条 市長は、第16条の完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときには、これらに適合させるための措置を講じるよう施行者に命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、施行者が市補助金規則第17条第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた場合においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第

14号)により、施行者に通知するものとする。

(全体設計承認の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、全体設計の承認の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 市補助金規則第17条第1項の各号のいずれかに該当すると認めたとき
- (2) 全体設計の承認の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための市長の指示等に応じないとき
- (3) 補助事業者が補助事業にかかる全体設計の承認を受けており、かつ、市長が前条の規定により当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部を取消したとき
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、全体設計承認取消通知書(別記様式第15号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(別記様式第16号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へこれに係る補助金を返還するための措置を講ずるものとする。

(その他)

第22条 この要領の施行について必要な事項が生じた場合には、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年9月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

別 記

書類の名称	耐震診断事業	耐震改修事業
補助金交付申請書	別記様式第1号	
事業の実施に関する証書	別記様式第1号の2	
補助金交付決定通知書	別記様式第2号	
全体設計（変更）承認申請書	別記様式第3号	
全体設計（変更） 承認（不承認）通知書	別記様式第4号	
中間検査申請書	一	別記様式第5号
補助金交付変更申請書	別記様式第6号	

補助金交付決定変更通知書	別記様式第 7 号	
事業中止（廃止）承認申請書	別記様式第 8 号	
事業中止（廃止）承認通知書	別記様式第 9 号	
完了期日変更報告書	別記様式第 1 0 号	別記様式第 1 1 号
完了実績報告書	別記様式第 1 2 号	
補助金額確定通知書	別記様式第 1 3 号	
補助金交付決定取消通知書	別記様式第 1 4 号	
全体設計承認取消通知書	別記様式第 1 5 号	
補助金返還命令書	別記様式第 1 6 号	

年 月 日

補助金交付申請書

新潟市長

申請者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第3条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 補助事業の内容 耐震診断事業（・予備診断 ・本診断）
耐震改修事業（・耐震設計 ・耐震改修工事）
- 4 補助対象経費 千円
- 5 交付申請額 千円
- 6 補助事業の実施期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日

7 確認事項

次の事項を確認のうえ、□に☑を記入してください。

□当該マンション管理組合の理事長及び理事に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

8 添付書類

- (1) 建築基準法に規定する確認済証及び検査済証等の写し
- (2) 事業の実施に関する証書（別記様式第1号の2）
- (3) 位置図（案内図）、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表
- (4) 外観写真（撮影位置を明示すること）
- (5) 耐震診断事業に要する費用の見積書又はその写し（耐震診断事業の場合に限る。）
- (6) 耐震診断者の耐震診断講習修了証の写し（耐震診断事業の場合に限る。）
- (7) 耐震診断結果報告書（判定結果を確認できる箇所）の写し
（耐震改修事業の場合に限る。）
- (8) 耐震改修事業に要する費用の見積書又はその写し（耐震改修事業の場合に限る。）
- (9) 耐震設計又は耐震改修工事の工事監理を実施する建築士の建築士免許証等の写し
（耐震改修事業の場合に限る。）
- (10) 工事工程表（耐震改修工事の場合に限る。）
- (11) その他、市長が必要と認めるもの

別記様式第1号（別紙1）

1 建物及び敷地に関する事項

[illegible]

2 事業予定者に関する事項

契約予定建築士事務所名		
代表者氏名		
所在地		
連絡先電話番号		
建築士事務所登録番号	() 建築士事務所 () 登録第	号
建築士氏名※		
建築士登録番号		
契約予定施工業者名		
代表者氏名		
所在地		
連絡先電話番号		
建設業許可		

※契約予定建築士事務所に所属し、耐震診断（耐震設計又は耐震改修工事の工事監理）を実施する建築士について記載してください。

3 補助金交付申請額算出表

予備診断	①	ア 補助対象経費：予備診断の税抜き見積額（ ア×2/3＝（ ）円	
	②	上限額 140,000 円	
	ウ 補助金の交付申請額 （①②の内少ない額）		（ ）円（千円未満切り捨て）
本診断	①	ア 補助対象経費：本診断の税抜き見積額（ ア×2/3＝（ ）円	
	②	上限額（ ）戸×30,000 円/戸＝（ ）円	
	③	上限額 1,500,000 円	
	ウ 補助金の交付申請額 （①②③の内少ない額）		（ ）円（千円未満切り捨て）
耐震設計	ア 補助対象経費：耐震設計の税抜き見積額（ ア×2/3＝（ ）円		
	補助金の交付申請額		（ ）円（千円未満切り捨て）
耐震改修工事	①	ア 補助対象経費：耐震改修工事の税抜き見積額（ ア×1/3＝（ ）円	
	②	イ 補助対象経費の限度額：該当する以下の算定式×1/3＝（ ）円	
		免振工法以外	
		免振工法	
	③	上限額（ ）戸×500,000 円/戸＝（ ）円	
ウ 補助金の交付申請額 （①②③の内少ない額）		（ ）円（千円未満切り捨て）	

別記様式第1号（別紙3）

4 建築物の耐震改修工事の内容（計画時）

※耐震改修工事の場合に記入してください。

柱・壁の改修	部位	箇所数等	補強・増設・改善等の概要
補 強	柱 壁 梁 その他 ()	本 m 本	
増 設	柱 壁 梁 そ の 他 ()	本 m 本	
構造耐力上主要な部分の改修	配置の状況		
	靱性を保つための措置		
	接合部の措置		
	基礎の状況		
	さび止め、防腐、防蟻のための措置		
	その他		
非構造体、建設設備等の改修（支持構造部との緊結方法）	屋根葺き材等、屋上水槽 煙突、給水・排水等の配管 設備、冷却塔設備		
エレベーターの補強		箇所	
その他			

年 月 日

事業の実施に関する証書

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 3 条の規定により、当該事業の実施に関し、以下を証します。

区分所有法第 3 4 条に規定する集会において、添付書類のとおり決議されました。

- 1 補助事業の内容 耐震診断事業（・予備診断 ・本診断）
 耐震改修事業（・耐震設計 ・耐震改修工事）

2 添付書類

（1）上記集会における区分所有法第 4 2 条に規定する議事録の写し
（以下の事項を記載）

- ・ 組合員総数と議決権総数
- ・ 出席組合員数とその議決権数
- ・ 委任状及び議決権行使書の数
- ・ 当該事業の実施に係る議案の賛成数、反対数、棄権数の内訳

（2）管理組合の管理規約の写し

（3）区分所有部分ごとの用途及び区分所有者の住所・氏名の一覧

（4）工事費用の負担割合が明らかとなる書類（耐震改修工事の場合に限る。）

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金について、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第4条の規定により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 交付決定の内容 耐震診断事業（・予備診断 ・本診断）
耐震改修事業（・耐震設計 ・耐震改修工事）
- 4 補助金交付決定額 円

この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、年
月 日付の交付申請書記載のとおりとします。

- 5 補助事業の完了予定日
- 6 交付条件

年 月 日

全 体 設 計（変 更） 承 認 申 請 書

新潟市長

施行者

郵便番号

住所

氏名

電話

新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第5条（第11条）の規定により、全体設計（変更）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 補助事業の内容 耐震診断事業（・予備診断 ・本診断）
耐震改修事業（・耐震設計 ・耐震改修工事）
- 4 補助対象経費（全体設計） 千円
- 5 交付申請額（全体設計） 千円
- 6 補助事業の実施期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日
- 7 変更を必要とする理由と変更の概要（変更承認申請の場合に記載）

8 添付書類

- （1） 建築基準法に規定する確認済証及び検査済証等の写し
 - （2） 事業の実施に関する証書（別記様式第1号の2）
 - （3） 位置図（案内図）、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表
 - （4） 外観写真（撮影位置を明示すること）
 - （5） 耐震診断事業に要する費用の見積書又はその写し（耐震診断事業の場合に限る。）
 - （6） 耐震診断者の耐震診断講習修了証の写し（耐震診断事業の場合に限る。）
 - （7） 耐震診断結果報告書（判定結果を確認できる箇所）の写し
（耐震改修事業の場合に限る。）
 - （8） 耐震改修事業に要する費用の見積書又はその写し（耐震改修事業の場合に限る。）
 - （9） 耐震設計又は耐震改修工事の工事監理を実施する建築士の建築士免許証等の写し
（耐震改修事業の場合に限る。）
 - （10） 工事工程表（耐震改修工事の場合に限る。）
 - （11） その他、市長が必要と認めるもの
- ※変更申請の場合にあっては、添付書類の内、変更となった書類に限る。

別記様式第3号（別紙1）

1 建物に関する事項

所在地									
住戸数		戸							
延べ面積		㎡							
補助対象面積		㎡							
建築面積		㎡							
階数		地上 階・地下 階							
構 造		耐火建築物 ・ 準耐火建築物 造 一部 造							
主要用途									
履 歴	建築確認	新築	年	月	日	増築等	年	月	日
		第			号		第		号
	検査済証	新築	年	月	日	増築等	年	月	日
		第			号		第		号

2 事業予定者に関する事項

契約予定建築士事務所名									
	代表者氏名								
	所在地								
	連絡先電話番号								
	建築士事務所登録番号	() 建築士事務所 () 登録第 号							
建築士氏名※									
	建築士登録番号								
契約予定施工業者名									
	代表者氏名								
	所在地								
	連絡先電話番号								
	建設業許可								

※契約予定建築士事務所に所属し、耐震診断（耐震設計又は耐震改修工事の工事監理）を実施する建築士について記載してください。

3 補助金交付申請額算出表

4 年度別事業費内訳 (単位: 円)

	全体設計	初年度	次年度
補助対象経費 (3の表中ア参照)	$A+B$	A	B
補助対象経費の限度額 (3の表中イ参照)	イ	$イ \times A/A$	$イ \times B/A$
交付申請額	ウ	$ウ \times A/A$	$ウ \times B/A$
出来高 (%)	100%	A/A	B/A

別記様式第3号（別紙3）

5 収支予算書

(単位：円)

	項目	初年度	次年度	備 考
支出	事業者へ支払額			
	消費税			
	借入金利子			
	計			
収入	自己資金			
	補助金			
	借入金			
	計			

6 事業工程

※事業全体について、棒グラフで表示してください。

[illegible]

第 号
年 月 日

全 体 設 計（変 更）
承 認（不 承 認） 通 知 書

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付で申請のあった新潟市マンション耐震改修等促進事業に係る全体設計（変更）の内容を審査した結果、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第6条（第11条）の規定により、次のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 補助事業の内容 耐震診断事業（・予備診断 ・本診断）
耐震改修事業（・耐震設計 ・耐震改修工事）

	承 認
	不 承 認

- 4 承認条件
- 新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第11条第1項に規定する申請内容を変更するときは、全体設計（全体設計変更）承認申請書（別記様式第3号）に変更となった書類を添えて、市長の承認等を受けなければならない。

年 月 日

中間検査申請書（耐震改修事業）

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

年 月 日付 第 号で新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金の交付決定を受けた事業について、中間検査を受けたいので、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業

2 建物の名称

3 検査内容

4 検査予定日 年 月 日

5 関係書類

中間検査を行う箇所がわかる図面

年 月 日

補助金交付変更申請書

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

年 月 日付 第 号で新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第10条の規定により申請します。

1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業

2 建物の名称

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

5 変更予定年月日

6 補助金交付申請額

交付決定額	千円
交付変更申請額	千円
差額（増△減額）	千円

7 添付書類

変更に係る資料

内容の変更に伴って補助金額の増減がある場合には、別記様式第1号（別紙2）の様式を準用する。なお、添付図面等は変更に係る部分に限る。

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金の額について、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第10条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 補助金交付決定変更額

補助金交付決定額	金	千円
変更交付決定額	金	千円
変更増△減額	金	千円

- 4 変更事項

変更前	変更後

- 5 変更理由

年 月 日

事業中止（廃止）承認申請書

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

年 月 日付 第 号で新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり当該事業の（ ）部を中止（又は廃止）したいので、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第12条第1項の規定により申請します。

1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業

2 建物の名称

3 中止（廃止）を必要とする理由

4 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額（別表）

交付決定額	千円
既受取額	千円
中止（廃止）申請額	千円

5 添付書類

工程表

（注）（ ）内には全部又は一部の別を記入する。

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金について、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第12条第2項の規定により、次のとおり事業中止（廃止）を承認したので通知します。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 交付決定額 千円
- 4 既受取額 千円
- 5 中止（廃止）額 千円

年 月 日

完了期日変更報告書（耐震診断事業）

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

年 月 日付 第 号で新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金の交付決定を受けた事業について、完了予定日までの事業の完了が困難となったので、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第13条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業

2 建物の名称

3 補助金交付決定通知書に付された完了予定日 年 月 日

4 事業の変更完了予定日 年 月 日

5 変更の理由

6 事業実施状況

年 月 日

完了期日変更報告書（耐震改修事業）

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

年 月 日付 第 号で新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金の交付決定を受けた事業について、完了予定日までの事業の完了が困難となったので、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業

2 建物の名称

3 補助金交付決定通知書に付された完了予定日 年 月 日

4 事業の変更完了予定日 年 月 日

5 変更の理由

6 事業実施状況表（別表）

7 添付資料

工事工程表

写真等工事の進捗状況を把握できるもの

別表

項 目	契約工期		当初の完了期日 までの出来高	備考
	変更前	変更後		
			%	

年 月 日

完了実績報告書

新潟市長

施行者（マンション管理組合）

郵便番号

住所

氏名

管理組合

代表者

電話番号

年 月 日付 第 号で新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 16 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業

2 建物の名称

3 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 千円

補助金の精算額 千円

4 実施事業の内容 耐震診断事業（・予備診断 ・本診断）
耐震改修事業（・耐震設計 ・耐震改修工事）

5 事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

6 添付書類

- （1） 市要綱第 4 条第 4 号に規定する調査、確認及び検討結果を記載した予備診断結果報告書（予備診断の場合に限る。）
- （2） 本診断に要する経費に係る見積書の写し（予備診断の場合に限る。）
- （3） 本診断結果報告書（本診断の場合に限る。）
- （4） 耐震診断事業の実施に関する契約書の写し（耐震診断事業の場合に限る。）
- （5） 耐震診断事業費の領収書の写し及び内訳書の写し（耐震診断事業の場合に限る。）
- （6） 耐震改修事業の実施に関する契約書の写し（耐震改修事業の場合に限る。）
- （7） 耐震改修事業費の領収書の写し及び内訳書の写し（耐震改修事業の場合に限る。）
- （8） 耐震改修設計図、工事費見積書及び工事工程表（耐震設計の場合に限る。）
- （9） 事業完了写真、耐震改修完成図、工事費精算書及び実施工程表（耐震改修工事の場合に限る。）
- （10） その他市長が必要と認めるもの

別記様式第 1 2 号（別紙 1）

1 収支計算書

※事業者への支払いが複数回に分かれる場合は行を追加して記入してください。

	項目	金額（円）	備 考
支出	事業者へ支払額		支払日 年 月 日
	消費税		
	借入金利子		
	計		
収入	自己資金		
	補助金		
	借入金		
	計		

2 補助金受入調書

		金額（円）	年月日
補助金交付決定額		円	
内 訳	既 受 取 額	円	
	今 回 請 求 額	円	
	残 額	円	

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信金・労金 信組・農協						
店名	本店・支店						
預金種目	普通 当座						
口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ							
口座名義人							

別記様式第 1 2 号（別紙 2）

5 建築物の耐震改修工事の内容（竣工時）

※耐震改修工事の場合に記入してください。

柱・壁の改修	部位	箇所数等	補強・増設・改善等の概要
補 強	柱 壁 梁 その他 ()	本 m 本	
増 設	柱 壁 梁 そ の 他 ()	本 m 本	
構造耐力上主 要な部分の改 修	配置の状況		
	靱性を保つための措置		
	接合部の措置		
	基礎の状況		
	さび止め、防腐、防蟻のた めの措置		
	その他		
非構造体、建 設設備等の改 修（支持構造 部との緊結方 法）	屋根葺き材等、屋上水槽 煙突、給水・排水等の配管 設備、冷却塔設備		
エレベーター の補強		箇 所	
その他			

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金について、先に提出された完了実績報告書を審査の結果、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 17 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- | | | |
|---|----------|-------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 新潟市マンション耐震改修等促進事業 |
| 2 | 建物の名称 | |
| 3 | 確定補助金額 | 円 |
| 4 | 交付決定補助金額 | 円 |
| 5 | 交付済補助金額 | 円 |
| 6 | 返還すべき金額 | 円 |

新 建 第 号
年 月 日

補助金交付決定取消通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付 第 号で交付の決定をした新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金について、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 19 条の規定により、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金交付決定取消額 円
- 5 取消理由

第 号

年 月 日

全 体 設 計 承 認 取 消 通 知 書

様

新潟市長 印

（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付 第 号で全体設計（全体設計変更）の承認をした新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金について、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 20 条の規定により、次のとおり承認の取消しをしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 取消理由

新 建 第 号
年 月 日

補 助 金 返 還 命 令 書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付 第 号で交付の決定をした新潟市マンション耐震改修等促進事業の補助金について、新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり交付決定の全部（一部）を取り消します。

つきましては、同要領第 21 条第 1 項の規定により、金 円
を、 年 月 日までに返還してください。

- 1 補助事業の名称 新潟市マンション耐震改修等促進事業
- 2 建物の名称
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金交付決定取消額 円